

奈良県告示第百八十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成二十六年八月十九日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
社会医療法人高国会高井病院	二 天理市蔵之庄町四六一番地の	平成二十九年八月十七日